

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 保険薬剤師の登録  
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの  
結核予防法による医療機関の指定  
結核予防法による指定医療機関の辞退  
米飯提供業者の業者登録  
保安林の指定の解除  
解除予定の保安林  
土地改良区の清算人の就任  
土地改良事業計画の適否の決定  
収入証紙の小売りさばき人の廃止  
収入証紙の小売りさばき人の指定
- ◇ 正 誤 昭和五十一年二月鳥取県告示第九十八号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第二百一十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
渡 辺 美智子	鳥薬第三三五号	昭和五十一年二月四日
三 村 博 子	" 三二六号	" 五日

### 鳥取県告示第二百二十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国業第三二五号	渡 辺 美智子	昭和五十一年二月四日
第三二六号	三 村 博 子	〃 〃 五日

鳥取県告示第百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十一年二月四日	桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇

米飯提供者

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号
鳥振第四三〇号	五〇、一二、一〇	河 田 義 久	えびすや食堂
〃 四三一〃	〃	伊 奈 垣 栄 二	み ぶ だ
〃 四三二〃	五一、一、二〇	岡 田 孝 子	ふでの屋
〃 四三三〃	五一、一、二三	石 川 三 郎	ロータリー
八振第一一四号	五〇、一二、一五	寺 谷 誠 一 郎	み た き 園

鳥取県告示第百二十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和五十一年二月四日	岡 空 医 院	米子市樺町二丁目二十五番地

鳥取県告示第百二十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

住 所	営業所の所在地
鳥取市下段四八〇	鳥取市今町二丁目三二六
〃 富安二丁目七二	〃 富安二丁目二〇五
〃 相生町四丁目三〇一	〃 同 上
〃 瓦町六一二	〃
八頭郡智頭町大字青津二七七	八頭郡智頭町大字青津

鳥取県告示第百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
気高郡青谷町大字長和瀬字宮島九一八の一、九二三の二(以上二筆に  
ついて、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

米振第三二六号	五〇、一一、一七	徳岡厚久	デザートインTOMATO	米子市榎原三六三の六
〃 二二七〃	五〇、一二、二四	橋口佳典	満潮食堂	〃 西福原二七の三
〃 二二八〃	〃	大滝信子	じゃがいも	〃 永江一四
日振第 七四号 (新規)	五〇、一二、一	KK花見山銀光 代表取締役松原一男	ロッジ花見山	米子市立町四の二一七
〃 七五〃	〃	柴田温子	きらく	日野郡日野町根雨六三二
〃 七六〃	〃	佐々木富子	喫茶&食事ささき	〃 高尾七七二の六

鳥取県告示第百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二五の一七(次の図に示す部分に  
限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

菅野土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

- 谷口 雪男 岩美郡国府町大字上地二一〇
- 谷口 茂興 " 四三一―
- 霜村 圭二 " 九五
- 霜村 則義 " 一五六―
- 森原 一郎 " 栃本三〇八
- 石本 光彦 " 大石五〇九
- 野津 犬實 " 五〇四
- 山本 巖 " 二九二
- 岡本 琢志 " 三八二
- 野津 親正 " 三〇三

昭和五十一年十二月三日解散認可により理事が就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第百二十九号

昭和五十一年一月十三日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（下味

野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廃止年月日	住 所	氏 名
昭和五十一年 二月十三日	日野郡溝口町溝口六八七 日野郡溝口町大滝一六七 西伯郡名和町大字富長七四六 西伯郡名和町大字御来屋 八八九の二 西伯郡名和町大字東坪二 倉吉市上井町一丁目一〇	溝口町農業協同組合長 日光農業協同組合長 庄内農業協同組合長 御来屋農業協同組合長 光徳農業協同組合長 鳥取県職業訓練後援会 会長 倉本一明

鳥取県告示第百三十一号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	指 定 番 号	住 所	氏 名	売 り さ ば き 場 所
昭和五十一年三七八 二月十三日		西伯郡名和町大 字御来屋二五三 番地の二	名和町農業協同 組合組合長理事 笹本武雄	本所 西伯郡名和町大字御来屋 二五三番地の二 名和支所 西伯郡名和町大字名和九 九番地 光徳支所 西伯郡名和町大字東坪二 番地 庄内支所 西伯郡名和町大字富長七 四六番地

正 誤

昭和五十一年三七八〇 二月十三日	鳥取市江津七三〇番地（鳥取県立中央病院内） 鳥取市扇町五八番地	株式会社山陰合同銀行立中央病院出張所長 株式会社山陰合同銀行鳥取駅前支店長	住所と同じ。 住所と同じ。
---------------------	------------------------------------	--	------------------

昭和五十一年二月鳥取県告示第九十八号（町の区域の新設等について）  
中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	誤	正
二	下	桂木字杜地向	桂木字会地向
二	下	桂木字西の岡	桂木字西ヶ岡